

平成20年度 今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会
(議事概要)

○療護センター機能の一般病院委託について

- ・機能委託病院の病床数は、療護センターと比べると少ないが、将来、必要になれば、増床できる余地を残しておくべき。

○ONASVA(自動車事故対策機構)交通事故被害者ホットラインについて

- ・後遺障害者にとっては、生活設計の相談が重要。脳損傷の方にインタビューしても、情報提供・相談対応が大きな課題としてあげられている。被害者が悩まないで済むよう、相談内容をさらに充実することを期待。

○被害者保護企画官について

- ・重度後遺障害者については、成年後見人制度の機能が重要。関係団体、弁護士会、保険会社等と協力して積極的に成年後見人制度のPRをするべき。
- ・後遺障害者が抱える問題に対しては、確実に前進していると思うが、被害者の遺族にとっては、経済的な問題よりも、心の問題、遺族同士の支え合いが非常に大きな要素であり、事故により亡くなった者及び遺族の心の痛みを忘れることなく、精神的な面でも支援してほしい。

○「親亡き後問題」について

- ・親が活着ている間であっても、精神的・経済的に負担は大きい。親亡き後問題については、親亡き後だけを強調するのではなく、親が介護するのが当然と思われること自体が問題だということを共通認識としてほしい。

○高次脳機能障害認定システムについて

- ・札幌高裁の判決で、画像診断がなくても高次脳機能障害を認める判決が出た。画像がなくても高次脳機能障害の認定はできるのではないか。
- ・札幌高裁の判決で訴訟実務は変わってはいない。画像所見は必須ではないが、他覚的に何もない場合にまで因果関係を認めるのは難しい。

○一般会計からの繰戻しについて

- ・一般会計への繰入金は、平成17年度から平成23年度までに全額繰り戻すこととされているが、既にもう3年経過している。いつになったら繰り戻されるのか。
- ・ユーザーの立場から言うと、一般会計繰入分を含む自動車事故対策勘定の積立金は、一旦、ユーザーに還元し、別途、自動車事故対策事業を安定的に運営するために必要な財源の確保を検討してはどうか。
- ・被害者としては、一般会計から自動車事故対策勘定に全額繰り戻された後は、積立金の運用益により、遷延性意識障害者のための療護センターを各県に設置してほしい。

○その他

- ・事故件数の減少等を検証する際の資料として、交通総量などのデータについても添付してほしい。
- ・個別案件だが、事故を起こした運転者に資力が無い結果、運行供用者が損害賠償の連帯債務を負うことになってしまい、資力がある運行供用者のみが損害賠償責任を問われているケースがある。
- ・交通事故防止については、業界でも自主的な取組を行っている。事故発生防止対策事業は、そうした取組とも連携すべく、関係者と協力関係を築いて効果を高めてほしい。
- ・前回、自動車事故対策事業への賦課金制度の導入について議論した時は、自賠責保険料が上がり傾向にあり、そこに更なるユーザー負担を求めるのは適当ではないという議論であったが、今般、自賠責保険料が下がったため、次回見直す際には賦課金制度の導入も視野に考えてほしい。